

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社では、企業倫理の重要性を認識し、かつ経営の健全性向上を図ることを目的として、より一層株主価値を重視したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
CREDIT SUISSE AG	3,461,200	8.55
日本生命保険相互会社	2,226,650	5.50
株式会社八十二銀行	1,832,400	4.52
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,452,100	3.58
CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C FOR PHYCOMP HOLDING B.V.	1,279,700	3.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,226,100	3.02
BNP PARIBAS WEALTH MANAGEMENT HONG KONG BRANCH	1,193,000	2.94
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000,000	2.47
BANK JULIUS BAER AND CO.LTD.SINGAPORE CLIENTS	871,900	2.15
日本電気株式会社	868,333	2.14

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

### 補足説明 更新

【大株主の状況】は、平成27年3月31日現在の状況であります。  
平成27年3月31日現在の当社が保有する自己株式は3,801,813株であります。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
-------------	----------------

決算期	3月
-----	----

業種	電気機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
マイケル・ジョン・コーバー	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
マイケル・ジョン・コーバー	○	グローバルベンチャーキャピタル株式会社 の代表取締役 リアル・イングリッシュ・ブロードバンド株式 会社の代表取締役 Durafizz Holdings Corporationの代表取 締役  独立役員に指定しております。	企業戦略の専門家及び会社経営者としての 豊富な経営者経験と学識経験等を有している ため。  【独立役員指定の理由】 当社とマイケル・ジョン・コーバー氏経営会社 の間に取引関係はなく、一般株主と利益相反 を生じるおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人の往査に立会い、また、監査講評会に出席し会計監査人から報告を受けるなど、連携を図り監査の実効性が上がるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
上拾石 哲郎	弁護士														
重宗 信行	その他														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上拾石 哲郎	○	独立役員に指定しております。	<p>弁護士として企業法務に関する豊富な知識・見識を有しており、専門的かつ中立的立場から当社の経営監視をお願いしております。</p> <p>【独立役員指定の理由】 上拾石哲郎氏は当社とは現在コンサルティング契約、顧問契約等はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。</p>
重宗 信行	○	当社主幹事証券会社出身者 独立役員に指定しております。	<p>証券会社役員・社長を歴任し会社経営に関する深い知識と経験を有しており、その立場から当社の経営監視をお願いしております。</p> <p>【独立役員指定の理由】 重宗信行氏は、当社主幹事証券会社である野村證券株式会社の出身ですが、当社並びに子会社及び関連会社と同社との間には、平成16年6月の当社子会社におけるファイナンシャルアドバイザー任命に係る取引以降、引受、ファイナンシャルアドバイザー、コンサルティングその他の取引はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。</p>

## 【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項
---------------

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明
--------------

現行の報酬体系が十分機能しており、それ以上のインセンティブ制度付与の必要性が現段階では必要がないと判断するからであります。

ストックオプションの付与対象者
-----------------

該当項目に関する補足説明
--------------

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

平成27年3月期における役員報酬等の内容は以下のとおりであります。

- ・取締役 8名(社外取締役を除く) 288百万円
- ・監査役 2名(社外監査役を除く) 37百万円
- ・社外役員 3名 18百万円

(注)取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
------------------------

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬については、株主総会決議により、それぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。

1. 取締役の報酬限度額は、平成25年6月15日開催の第85回定時株主総会において、年額350百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成10年6月13日開催の第70回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。

各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、総務センターが連絡窓口その他のサポートを行っております。社外監査役については、常勤監査役を補佐する使用人が連絡窓口その他サポートを行っております。また、常勤監査役が必要に応じて電話、E-mail等で連絡を密にして情報の共有化および意見交換を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### 1. 「取締役会」

取締役会は、取締役9名(男性8名、女性1名)で構成しており、迅速かつ的確な意思決定を行うことができる適正な規模と考えております。また、うち1名は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

毎月の取締役会では重要事項に関する決議とともに業績等の進捗確認を行っております。また、四半期毎、役員、幹部社員および国内外の子会社、関連会社代表者から構成する連結経営戦略会議を開催しており、目標展開、業務執行状況の確認、課題への対応を議論し決定すると同時にコンプライアンスの徹底を図っております。

### 2. 「監査役会」

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4名で構成され、会社法第2条第16号に定める社外監査役は非常勤の監査役2名となっ

ております。常勤監査役遠藤和夫氏は、経営管理イニシアティブのゼネラルマネージャーとして、経営分析・業績確認等を行う各種会議に参画し

ており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役澤良一氏は、当社会社の役員及び社長を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。各監査役は取締役会その他重要な会議に出席する他、取締役等から営業の報告を聴取するとともに、重要な決裁書類の閲覧、グローバルな企業グループの業務および財産の状況を調査するために本社および主要な事業所に往査を行っております。

監査役会は監査方針等を決定し、各監査役の監査状況等の報告を受ける他、会計監査人から随時監査に関する報告を受けております。

### 3. 「会計監査」

会計監査については、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しており、当社との間には特別な利害関係はありません。

当社は、金融商品取引法および会社法上の監査を受けている他、会計処理ならびに会計監査における諸問題について随時検討し、また、定期的に会計監査人との協議を実施しており、財務諸表等の適正性の確保と維持に努めております。

監査役は会計監査法人の往査に立会い、また、監査講評会に出席し会計監査人から報告を受けるなど連携を図り、監査の実効性が上がるよう努めております。

### 4. 「内部統制」

平成20年度から、新たに金融商品取引法により上場会社に対し財務報告に係る内部統制報告書の提出を求められていることから、経営戦略センターに内部統制推進担当者を置き、内部統制の整備・運用・評価に重点をおいて内部統制報告が適切に行えるよう取組んでおります。

### 5. 「内部監査」

内部監査については、業務監査センター(人員数4名)が代表取締役の指示に基づき行っており、監査役、会計監査人および内部統制部門と定期的に情報交換し、相互連携を図っております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は会社法上の監査役設置会社であり、前述のとおり取締役9名のうち1名が社外取締役であり、監査役4名のうち2名が社外監査役であります。当社は取締役会に客観的な意見を反映させるため、社外取締役から、経営者の見地に立った当社の業務執行の監視をお願いするとともに、経理・法務等の専門的知見を有する社外監査役および常勤監査役が内部監査部門である業務監査センター等と連携し監査を行うことにより、業務の適正性を確保していると考え、本体制を採用しております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定期日より1週間早い総会開催日の3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日を6月の土曜日に設定し、集中日開催を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	書面による議決権行使に加えて、インターネットによる議決権行使も可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「機関投資家向けプラットフォーム」に参加し、招集通知の早期伝達とタイムリーな議決権行使状況の把握に努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版(全文)を作成し、東京証券取引所、当社ウェブサイトおよび株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」に掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表日翌日、東京において社長及び経営管理イニシアティブ担当役員が出席してアナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、アナリスト・機関投資家向け説明会資料、株主総会招集通知(和文・英文)、決議通知、報道発表資料等を原則公開日当日に当社ウェブサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理イニシアティブ経営戦略センター及び同総務センターが担当しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程類の最上位に位置する「企業ミッション」において次のとおり定めております。「KOAは私たちを支えていただいている“5つの主体”すなわち株主様、お客様・お取引先様、社員・家族、地域社会、地球との信頼関係構築に努める。」
環境保全活動、CSR活動等の実施	国内外主要生産拠点においてISO14001認証取得済。環境負荷低減活動は環境アニュアルレポートにて開示。森林保全のための人材育成、天竜川水系のゴミ拾い、オフィス古紙のリサイクル事業、地域文化・自然等保護活動等への助成活動等を展開、これらはCSR報告書「KOAのミッション」にて開示しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は「株主様、お客様・お取引先様、地域社会、社員・家族、地球」を、当社を支えてくださっている5つの主体として捉え、その主体との信頼関係構築を当社の使命(ミッション)として位置付け、取締役がその職務の執行に対して責任を持ち進めてきております。その更なる強化のために以下の体制を継続的に向上させてまいります。

1. 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(1)当社グループは、経営理念体系である、「KOAマインド(行動規範・行動指針)」を社内規程として定め、当社グループの全ての役員及び従業員はこれを遵守する。  
(2)当社グループは、「内部通報制度規程」に基づき、組織又は個人による不正・違法・反倫理的行為を速やかに認識し対処する。  
(3)業務監査センターは、「内部通報制度規程」その他社内関係規程に基づき、監査役等と連携を図り、子会社を含めたグループ全体の監査を行い、その結果を被監査部門及び当社社長へ報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切かつ確実に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
(1)当社グループは、当社グループにおけるリスクを分析し、各リスクに対応したリスク管理体制を構築し、リスク管理の基本方針として「リスク管理規程」を定め、損失発生 の 事前防止に努める。  
(2)各担当取締役は、各部署におけるリスク管理体制整備を推進するとともに、その実施状況について取締役会への報告を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(1)当社は、取締役会において重要事実の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、経営戦略会議を開催し、業務執行に関する事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。また、子会社の責任者を含めた連結経営戦略会議を開催し、目標展開、業務執行状況の確認、グループ共通の経営課題への対応を議論し決定する。  
(2)日常の業務執行に関しては、組織及び業務分掌規程等に基づき権限を委譲し、各階層の責任者が効率的に業務を遂行できる体制をとる。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制  
(1)当社は、「関係会社管理規程」に基づき関係会社毎にそれぞれの管理責任を負う担当取締役を任命する。  
(2)関係会社担当取締役は、関係会社の機動的運営を図り、相互の発展に努めるとともに、当該関係会社の重要な情報については当社の取締役会へ報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項  
(1)監査役は、必要に応じて、監査役の業務を補助すべき使用人を監査補助者として置くものとし、その選任、異動、人事評価については取締役と監査役の協議事項とする。  
(2)監査補助者は監査役から監査業務に関する指揮命令を受けたときは、これに関して取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとする。

7. 当社グループの取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
(1)当社グループの取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。  
(2)業務監査センターは、内部通報制度に定める内部通報窓口として、当社グループからの通報を受け付け、通報の内容の重要性により必要に応じて倫理コンプライアンス委員会に報告する。当社監査役は倫理コンプライアンス委員会を通じてその報告を受領する。  
(3)当社グループは、上記報告又は通報を行った取締役及び使用人に対し、これを理由とする不利益扱いを禁止することを社内関係規程に定める。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
(1)監査役は取締役会その他重要会議等に出席し、経営の適法性及び効率性について監査するとともに、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針の確認、対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備状況、重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深める。  
(2)監査役は、必要に応じて、会計監査人とそれぞれ意見交換会を開催する。

9. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
(1)監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理については、社内関係規程に基づき監査役の請求等に従い速やかに処理を行う。  
(2)監査役の職務の執行について生じる費用等は、社会関係規程に基づき、毎年予算編成を行う。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定し、これに基づき内部統制の体制を整備、運用及び評価する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制  
当社グループは、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力や団体からの不当要求にも屈せず、これに対して毅然とした態度で臨む。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力や団体からの不当要求にも屈せず、これに対しては毅然とした態度で臨みます。また、当社グループは、グループの行動規範・行動指針である「KOAマインド」にその旨を宣言し、周知徹底を図っております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

## 該当項目に関する補足説明

## 1. 会社の支配に関する基本方針

## (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針の内容

当社は、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付であっても、当社自身の企業価値を増大させ、株主利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するため

の十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもあります。

当社といたしましては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業文化やステークホルダーとの強固な信頼関係など当社の多様な企業価値の源泉を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## (2) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、1940年に疲弊した養蚕業中心の貧しい村であった長野県伊那谷地方に、現金収入の途である付加価値の高い工業を創業者が興したことに始まります。以来、この地でのものづくりを継続させ、「自らの雇用は自らで守る」ために、生産コストの安い海外勢に対して地道な「改善」と技術開発を積み重ね競争優位を確保することで、今日では固定抵抗器では世界的シェアを持つグローバル企業に成長してまいりました。当社の企業価値の源泉は、こうした「創業の精神」を営々と受け継ぎ、日本をはじめ立地する地域に真の意味で根ざし、信頼関係を構築しながら企業価値向上にひたむきに努力する熱意にあふれる企業文化にまず求められると考えます。

そのうえで、中国、北米、東南アジアにいち早く進出し、その後のヨーロッパも加えグローバルなマーケティング・販売網を構築いたしました。また、1980年代後半から継続して取り組んでいる、全員参加型の改善活動であるKPS改善活動(KOA Profit System)により、ものづくりにおける国際競争

力を確保するとともに、更なる品質と信頼性向上に注力してまいりました。さらに、70年を超える固定抵抗器専門メーカーとしての歴史の中で、基盤技術である厚膜、薄膜を中心としたプロセス技術と材料技術及び生産・管理技術を蓄積し、製品の品揃えや品質の面でもお客様から大きな信頼を得ることができました。これらの取組みにより、競合各社に対する優位性を保っております。

2011年の東日本大震災以降、エレクトロニクス業界は2つの点で大きく変わりました。一つは、原発問題に端を発したエネルギーに関するパラダイムシフトへの対応です。エネルギー価格が高騰する中で、再生可能エネルギーへの対応が求められると共に、より精密なエネルギーマネジメント用の技術が求められています。当社は、このような変化の先に生まれる市場において必要とされる技術や製品を予測し、的確に対応するために経営資源を投入しています。

また、当社は、金額ベースの国内生産比率が7割超、輸出比率が6割超という体制を長年変えずにまいりました。2013年以降の円の為替水準は長期的にも継続するものと思われませんが、当社にとってはこれは大きなチャンスです。日本国内でのものづくりの強みを生かし、日本ならではの高品質・高信頼性製品の生産を行い、競合に伍していく所存です。

もう一つは、事業継続に対するお客様からの強い要求です。東日本大震災では予期せぬ場所にサプライチェーンの Achilles 腱があることが露呈いたしました。このため、日本のものづくりに対しては、災害に対して強靱であり、お客様への製品供給に絶対の責任を持つことが求められています。加えて、品質の高信頼性に対する要求もますます強くなってきています。アメリカにおける日本車のリコール問題のように、その対応を一步誤ると企業ばかりではなく、サプライチェーン全体が甚大な影響を受けることも目の当たりにしました。当社が世界中のお客様にとって信頼していただける存在であるために品質はもとより、事業継続性、CSRなどの面においても誇れる企業であり続けるために、社内体制を拡充し諸施策に取り組んでおります。

製品開発の取組みにおいては、車載用途で要求される、高エネルギー耐量で優れた応答性を持つノイズ吸収部品、高温環境下での使用が可能な温度センサー、耐硫化性を高めた抵抗器、大電流の検出に適した高精度低抵抗器、大電力で使用できる制限・放電抵抗器、長期信頼性に優れた抵抗器、耐環境に優れた小形ヒューズなど、お客様のニーズにお応えする製品の拡充を進めてまいります。また、環境エネルギー分野では、電力の見える化をキーワードに、電流検出用低抵抗器や、電圧検出用高精度抵抗器の拡充を進めてまいります。この他にも、次世代実装技術である部品内蔵基板用の超薄形受動部品の開発にも注力しております。今後も、ますます高度化する市場の品質・性能・機能要求に十分対応できる体制を整え、先進技術を持つ外部機関との連携強化により、付加価値の高い製品開発・研究開発活動を進めてまいります。

当社は、今後とも株主、お客様・お取引先様、社員とその家族、地域社会、そして地球という5つの存在を、当社を支えていただく主体と認識し、当社との間に「信頼」を築き上げていくことを企業使命として、今後とも、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指してまいります。これらの取組みは、前述の基本方針の実現に資するものと考えております。

## (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

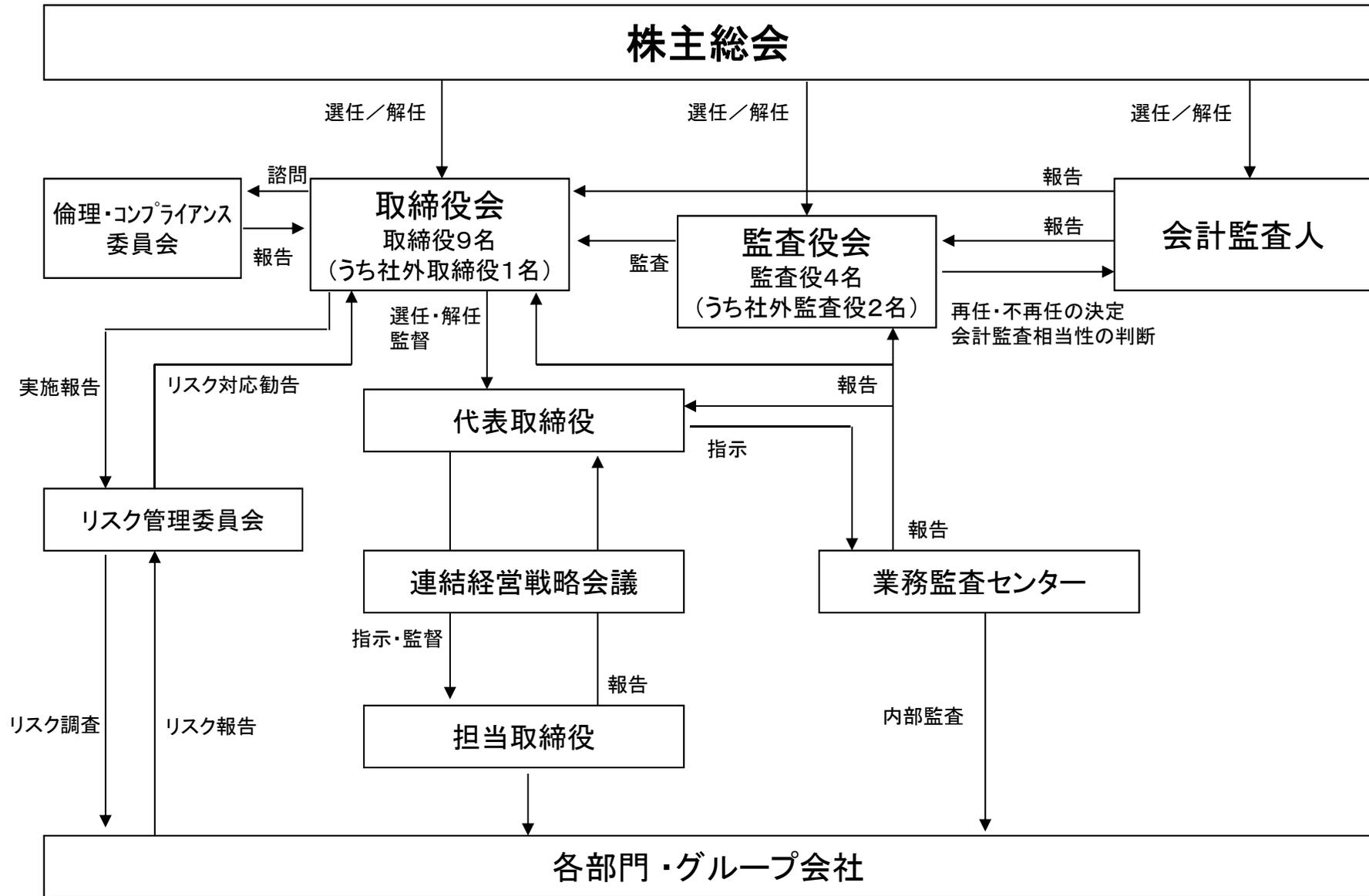
買付者から大量の株式買付の提案があった場合において、当社の株主の皆様が、当社の有形無形の経営資源、中長期的に将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する多様な諸要素を十分に把握したうえで、当該買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは必ずしも容易でないものと思料されます。そこで、当社取締役会は、当社株式に対する買付が行われた場合、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様

のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するため、平成20年6月14日開催の第80回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入し、平成23年6月18日開催の第83回定時株主総会及び平成26年6月14日開催の第86回定時株主総会において内容の一部を変更したうえで、継続のご承認をいただきました。本対応策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、前述の基本方針に沿うものと当社取締役会は判断しております。

また、本対応策は株主総会決議による株主意思に基づくものであること、独立委員会を設置しその判断を重視すること、合理的な客観的発動要件が設定されていること等により、その公正性・客観性が担保されております。また、本対応策は、当社の株主総会又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされております。従いまして、本対応策は当社の企業価値、株主共同の利益に資する合理性の高いものであり、当社社員の地位の維持を目的としたものではありません。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

# コーポレート・ガバナンス体制図



## 適時開示体制の概要（模式図）

